

# 船舶事故調査報告書

平成29年11月15日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成29年4月4日 14時55分ごろ
発生場所	山口県長門市川尻漁港北東方沖 川尻港沖防波堤灯台から真方位053° 1.5海里付近 (概位 北緯34° 26.2′ 東経131° 01.8′)
事故の概要	漁船隆宝丸は、南東進中、また、漁船雄丸は、錨泊中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成29年5月31日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 隆宝丸、4.9トン YG3-50452（漁船登録番号）、個人所有 B 漁船 雄丸、2.74トン YG3-58809（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、二級小型・特殊・特定
負傷者	A なし B 軽傷 1人（船長B）
損傷	A 左舷船首部外板に破口 B 船首部ブルワークに凹損等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、自動操舵で南東進していた。 船長Aは、衝撃を感じ、B船と衝突したことを知った。 船長Aは、本事故時、前方を見ていたつもりであったが、見張りに集中していなかったのではないかと本事故後に思った。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、船尾部から釣り竿を出し、釣りをしながら錨泊していたところ、A船と衝突した。 船長Bは、胸部及び腰の打撲等を負った。 船長Bは、本事故当時、釣り糸を垂らしていた船尾方は時折顔を上げて見ていたが、船首方を見ておらず、また、耳が少し遠いので、A船のエンジン音にも気付かなかった。
分析	A船は、南東進中、船長Aが、前路の見張りを適切に行っていなかったことから、前路で錨泊中のB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。 B船は、錨泊中、船長Bが、船尾部で釣りを行って周回の見張りを適切に行っていなかったことから、船首方から接近するA船に気

	付かず、A船と衝突したものと考えられる。
<b>原因</b>	本事故は、A船が南東進中、B船が錨泊中、船長A及び船長Bが共に見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したものと考えられる。
<b>参考</b>	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 常時適切な見張りを行うこと。